

【卵】生卵のみ摂取不可の場合は、その旨（生卵のみ不可等）を記載してください。

【乳】牛乳、パン、乳を含む副食を停止します。（飲用牛乳のみ停止や摂取量の調整等不可）

【果物】果物の種類と生・加熱で食べられる範囲が異なる場合はその旨も記載してください。

（令和8年度に提供予定の生果物）

りんご、みかん、いよかん、はっさく、あまなつかん、オレンジ、デコポン、かわちばんかん、なし、かき、ぶどう、いちご

（令和8年度に提供予定のジャム・果物缶詰）

ジャム：みかん、いちご、ブルーベリー

果物缶詰：りんご、みかん、もも、さくらんぼ、なし、パインアップル

【魚卵】除去が必要な魚卵の種類を記載してください。これまでに給食で魚卵が確認された魚は、ししゃも、いわし、きびなご、わかさぎです。

【大豆・大豆製品】大豆・大豆製品を含む副食をすべて停止します。（花粉・食物アレルギー症候群により、「豆乳のみ停止」、「豆乳、豆腐、あつあげのみ停止」など大豆・大豆製品のなかで食材ごとの停止は不可）

【もやし】給食に使用するもやしはブラックマッペもやしです。ブラックマッペもやしの除去が必要な場合は記載してください。

アナフィラキシー

食物アレルギー

- 4. 昆虫 ( )
- 5. 医薬品 ( )
- 6. その他 ( )

**■ 原因食物・除去根拠**

該当する食品の番号に○をし、かつ〈 〉内に除去根拠を記載

|           |     |   |  |
|-----------|-----|---|--|
| 1. 鶏卵     | 〈 〉 | 【除去根拠】該当するもの全てを〈 〉内に記載<br>①明らかな症状の既往      ②食物経口負荷試験陽性 |  |
| 2. 牛乳・乳製品 | 〈 〉 |   |  |
| 3. 小麦     | 〈 〉 |   |  |
| 4. ソバ     | 〈 〉 |   |  |
| 5. ピーナッツ  | 〈 〉 |   |  |
| 6. 甲殻類    | 〈 〉 |   |  |
| 7. 木の実類   | 〈 〉 |   |  |
| 8. 果物類    | 〈 〉 |   |  |
| 9. 魚類     | 〈 〉 |   |  |
| 10. 肉類    | 〈 〉 |   |  |
| 11. その他1  | 〈 〉 |   |  |
| 12. その他2  | 〈 〉 |   |  |

具体的な食品名を記載してください

（記載例）

- |          |                  |
|----------|------------------|
| ×バラ科の果物  | ○りんご・もも（両方生のみ不可） |
| ×りんご     | ○りんご（生のみ不可）      |
| ×魚       | ○鮭、さば            |
| ×魚（練り物可） | ○魚（タラ・イトヨリダイは可）  |
| ×魚卵      | ○いくら・たらこ・ししゃもの卵  |

**■ 緊急時に備えた処方薬**

1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）
2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）
3. その他（ ）

**■ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの**

E欄のいずれかに○がつく場合、「牛乳・主食・副食」すべて停止し完全弁当対応とします

鶏卵：卵殻カルシウム

牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム

小麦：醤油・酢・味噌

大豆：大豆油・醤油・味噌

ゴマ：ゴマ油

魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤

肉類：エキス

**■ その他の配慮・管理事項(自由記述)**

次に該当する場合（完全弁当対応とする）はF欄に記載してください

- ・加工食品の原材料に注意喚起表示（製造ライン、えび・かにが混ざる漁獲方法等）があるものは除去が必要
- ・揚げ油または食器・調理用具の共有ができない